2　意見聴取調書には、法第五十八条第三項に規定する証拠（法第五十五条の規定により陳述書及び証拠が提出されたときは、当該提出された陳述書及び証拠）のほか、第十六条の規定により書面が提出されたときは、当該書面を添付しなければならない。

3　意見聴取調書には、書面、図画、写真その他指定職員が適当と認めるものを引用し、これを添付して当該調書の一部とすることができる。

4　法第五十八条第四項に規定する報告書（以下「意見聴取報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事件名

二　当事者の氏名又は名称

三　意見聴取に係る事件の論点

5　意見聴取報告書には、書面、図画、写真その他指定職員が適当と認めるものを引用し、これを添付して当該報告書の一部とすることができる。

（意見聴取調書及び意見聴取報告書の作成の通知）

第二十一条　指定職員は、意見聴取調書及び意見聴取報告書を作成したときは、その旨を当事者に通知するものとする。

2　指定職員は、前項の通知をするときは、法第五十八条第五項の規定により前項の意見聴取調書及び意見聴取報告書の閲覧を求めることができる旨を教示するものとする。

（意見聴取調書及び意見聴取報告書の閲覧の手続）

第二十二条　法第五十八条第五項の規定による閲覧の求めについては、当事者は、様式第二号による書面を、意見聴取の終結前にあっては指定職員に、意見聴取の終結後にあっては委員会に提出して行うものとする。ただし、意見聴取の期日における閲覧については、その期日において口頭で求めれば足りる。

2　指定職員又は委員会は、当事者から前項本文の求めがあった場合において、閲覧について日時、場所及び方法を指定したときは、速やかに、その旨を当該当事者に通知しなければならない。

（納付命令に係る意見聴取）

第二十三条　第九条から前条までの規定は、納付命令について準用する。この場合において、第九条及び第十三条第一項中「委員会の認定した事実」とあるのは「課徴金の計算の基礎及び課徴金に係る違反行為」と読み替えるものとする。

（競争回復措置命令に係る意見聴取）

第二十四条　第九条から第二十二条までの規定は、競争回復措置命令について準用する。この場合において、第十四条第三項中「法第十七条の二」とあるのは「法第八条の四」と、「報告書若しくは届出の受理に関する事務又は議決権の取得若しくは保有の認可並びにこれらの取消し及び変更に関する事務」とあるのは「独占的状態に係る事業活動及び経済実態の調査に関する事務」と読み替えるものとする。

（認可の取消し又は変更に係る意見聴取）

第二十五条　第九条から第二十二条までの規定は、法第七十条の三第一項の規定による決定について準用する。この場合において、第十四条第三項中「法第十七条の二の規定による命令」とあるのは「法第七十条の三第一項の規定による決定」と、「同条第一項に規定する事件に係る報告書若しくは届出の受理に関する事務又は議決権の取得若しくは保有の認可並びにこれらの取消し及び変更に関する事務」とあるのは「当該決定又はこれに係る認可に関する事務」と、第十六条並びに第二十条第一項第六号及び第八号中「審査官等」とあるのは「意見聴取に係る決定に関する事務に従事した職員」と読み替えるものとする。

附　則

この規則は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

様式第1号（用紙の大きさは日本工業規格Ａ４とする。）

平成　年　月　日

証拠の閲覧・謄写申請書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第５２条第１項の規定による証拠の閲覧・謄写の申請を以下のとおり行います。
なお，本申請書による証拠の閲覧・謄写の目的は，意見聴取手続又は排除措置命令等の取消訴訟の準備のためであり，その他の目的のために利用はいたしません。

1　事件名

2　申請者

事業者名（氏名）	
代表者名	㊞
所在地（住所）	

3　閲覧又は謄写対応者

部署名・役職名等	
対応者名	
連絡先	

※　代理人が立会いを行う場合は，委任状を提出してください。

4　閲覧又は謄写希望日時

第１希望日	平成	年	月	日（	）	午前・午後	時	～	時頃		
第２希望日	平成	年	月	日（	）	午前・午後	時	～	時頃		

5　閲覧又は謄写を希望する物件（証拠品目録記載事項による。）

□　証拠品目録記載の全ての証拠について，閲覧を希望する。
□　証拠品目録記載の証拠のうち，謄写申請可能な全ての証拠について，謄写を希望する。
□　証拠品目録記載の証拠のうち，次の証拠について，閲覧又は謄写を希望する。

品目番号	品目名	閲覧又は謄写の希望	備考
		□閲覧　□謄写	
		□閲覧　□謄写	
		□閲覧　□謄写	
		□閲覧　□謄写	

※　希望するものに✔を付してください。

注１　用紙が足りない場合には別紙により作成し，本申請書に添付してください。
注２　閲覧又は謄写の際は，必ず私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第５０条第１項の書面の原本を持参してください。